

芦監第 290 号  
平成29年2月15日

請求人 様

芦屋市監査委員 山本 彼一郎  
同 森 しずか

監査請求に係る監査の結果について（通知）

地方自治法第242条第1項の規定により，平成28年12月22日付けで請求のあった監査請求について，同条第4項の規定に基づき監査した結果を次のとおり通知します。

記

1 請求人

- (1) 住所 (略)
- (2) 氏名 (略)

2 請求の受理

本請求は，所要の法定要件を具備しているものと認め，これを平成29年1月4日付けをもって受理した。

3 本請求の内容

(1) 請求人の主張の要旨

ア 芦屋市長は平成28年4月1日付で，東浜公園清掃業務委託契約を芦屋老人会と締結しているが，芦屋老人会がどのような団体であるのか，所管である公園緑地課に対して説明を求めたところ，明確な回答はなされなかった。

イ そのため，芦屋市老人クラブ連合会の愛称である，はびねすクラブ芦屋の会員一覧並びに芦屋市自治会連合会ブロック会一覧と照合したところ，いずれにも芦屋老人会の名称は見当たらなかった。

ウ その後，芦屋市が芦屋中央公園清掃業務についても芦屋老人会に委

託している事実を知り、同公園の清掃業務委託に係る契約書について情報公開請求したところ、平成28年4月1日付の契約書において受託者が契約当初の芦屋老人会から芦屋市老人クラブ連合会に訂正されていることを確認した。しかしながら適正な訂正手続きがなされた形跡がなく、受託者名の変更は改ざんされたものである。

エ また、芦屋市に対して芦屋老人会に関する団体確認書類について情報公開請求を行ったところ、上記受託者名訂正後の芦屋市老人クラブ連合会確認書類と読み替えられた上で、芦屋老人会に関する団体確認書類は存在しない旨の通知を受けた。

オ そこで、上記受託者名訂正の経緯について公園緑地課に説明を求めたところ、芦屋老人会の名称が誤りであったため芦屋市老人クラブ連合会に訂正したとの説明があった。

カ 以上のことから、芦屋市長は芦屋老人会なる架空名義の団体と業務委託契約を締結したものであり、さらには、上記受託者名の訂正も適切に行われておらず、芦屋市が芦屋老人会もしくは芦屋市老人クラブ連合会と締結した本件清掃業務委託契約は無効であり、かかる違法、不当な契約に基づく公金の支出によって芦屋市が被った損害を是正する措置がとられるべきである。

## (2) 請求する措置

ア 芦屋市長が平成28年4月25日及び平成28年10月25日に支出した東浜公園清掃業務委託料6万円、芦屋中央公園清掃業務委託料6万円、計12万円は違法な支出であるから、芦屋市はこれを補てんするための必要な措置を講じること。

イ 平成29年4月25日に支出する予定の東浜公園清掃業務委託料及び芦屋中央公園清掃業務委託料の支払いは違法な支出となることから、これを差し止め、芦屋市に損害が生じないよう未然に防止すること。

## 4 事実を証する書面

- ・資料1 東浜公園清掃業務委託契約書（平成28年4月1日付契約締結）
- ・資料2 芦屋中央公園清掃業務委託契約書（平成28年4月1日付契約締結）
- ・資料3 はびねすクラブ芦屋 会長・理事名簿 組織会員の現状について

て（平成28年4月1日現在）

- ・資料4 平成25年度 芦屋市自治会連合会 ブロック会一覧表
- ・資料5 公文書公開請求書（平成28年11月16日）
- ・資料6 公文書公開請求書（平成28年11月18日）
- ・資料7 公文書公開決定通知書（平成28年12月1日）
- ・資料8 公文書不存在決定通知書（平成28年12月1日）
- ・資料9 公文書部分公開決定通知書（平成28年12月2日）
- ・資料10 許可書（平成25年4月1日）

\* 東浜公園倉庫の設置に係る占用許可

## 5 監査の実施

監査にあたっては、監査請求書及び同請求書に添付された事実証明書（上記4）の審査及び請求人からの意見陳述、関係人からの事情聴取を実施した。

### (1) 請求人の陳述及び証拠の提出

地方自治法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対して平成29年1月11日に陳述の機会を設け、これを実施するとともに、追加の証拠提出を受けた。

### (2) 監査対象部課

監査対象部課を、本市都市建設部公園緑地課とした。

### (3) 事情聴取した本市関係職員並びにその他関係人

地方自治法第199条第8項の規定に基づき、関係人として本市都市建設部長及び公園緑地課長から平成29年1月16日に、本件業務受託者である芦屋市老人クラブ連合会代表等（受託者名訂正前の芦屋老人会代表等）から平成29年1月25日にそれぞれ事情聴取を行った。

また、東浜公園及び芦屋中央公園の現地確認を平成29年1月16日に行った。

### (4) 審査した資料

ア 前記4の資料

イ 平成27年度、平成28年度東浜公園清掃業務委託契約書及び芦屋中央公園清掃業務委託契約書並びに支出関係書類

ウ 上記に係る清掃業務実績報告書

エ 芦屋市グラウンド・ゴルフ協会会則

オ 芦屋市グラウンド・ゴルフ協会 平成26年定期総会資料

カ 芦屋市グラウンド・ゴルフ協会 平成27年定期総会資料  
キ 芦屋市グラウンド・ゴルフ協会会報（グラウンド・ゴルフ）第56号（2015年5月発行）

(5) 監査請求に関連した法令等

ア 地方自治法  
イ 地方自治法施行令  
ウ 芦屋市契約規則

6 監査の結果

(1) 主文

請求人の前記3(1)の主張には理由がないことから、同3(2)の措置の必要を認めない。

(2) 事実関係の確認

前記5(4)等の書類の審査及び前記5(3)の関係人からの事情聴取及び現地調査により、以下の事実を認定した。

ア 東浜公園清掃業務委託契約及び芦屋中央公園清掃業務委託契約は、平成27年度、平成28年度とも芦屋老人会と契約締結がなされていたが、平成28年度の契約については、両契約とも平成28年10月19日に芦屋市老人クラブ連合会に受託者の名称が訂正されていたこと。

イ 受託者名の訂正については委託者及び受託者双方の訂正印が押され、かつ受託者の代表者自身が訂正印を押したことを代表者本人から確認できたことから、訂正処理は適切に行われており、改ざんの事実は認められなかったこと。

ウ 受託者の名称が変更された経緯については、請求人から公園緑地課に対して芦屋老人会の団体概要の説明を求められた際に、公園緑地課が芦屋老人会の代表者に芦屋老人会について問い合わせを行ったところ、その際、老人会という呼び方が一般的に略称的に使われていること及び清掃メンバーに地域の各単位老人クラブに所属している者が多いとの説明を受けたことから、清掃受託者の正式名称として芦屋市老人クラブ連合会の名称を使用するべきと判断され、受託者名の訂正を行うに至ったものであること。

エ 当初の受託者である芦屋老人会及び訂正後の芦屋市老人クラブ連合会について、公園緑地課には当該団体の活動概要などに関する資料は

存在せず、団体代表者と委託料の支払先に関する情報以外は公園緑地課において団体の実態が把握できていない状況であること。

オ 芦屋市老人クラブ連合会については、芦屋市の単位老人クラブの連合体としての芦屋市老人クラブ連合会が存在するが、今回、当該連合会事務局に確認したところ本件清掃業務を受託しておらず、本件の受託者たる芦屋市老人クラブ連合会は既存の上記団体とは別の団体であると思われたこと。

カ ところで、1月16日の現地確認においては東浜公園において清掃活動が行われている最中であり、現地の状況や関係人の事情聴取などから、東浜公園及び芦屋中央公園において実態のある団体によって継続的に清掃活動の行われていることが確認できたこと。

キ さらに、1月25日になされた当初受託者芦屋老人会代表者等からの事情聴取において、清掃に参加する者は東浜公園及び芦屋中央公園においてグラウンドゴルフの練習等を行うグループのメンバーであり、また、そのグループの上部団体として芦屋市グラウンド・ゴルフ協会のあることが明らかとなり、同協会の規約並びに総会資料等の提出を求めたところ、本市から支払いの清掃業務委託料が芦屋市グラウンド・ゴルフ協会の収入に計上され、同協会の経費として適切に会計処理がなされていることが確認できたこと。

ク また、芦屋市グラウンド・ゴルフ協会の2015年5月の会報によれば、本件清掃業務の受託並びに清掃用具収納のための倉庫の設置に係る占用許可を平成25年度から受けていることが会員に報告されており、市から芦屋老人会に対して上記占用許可書が交付された時期とも整合していること。

ケ 芦屋市グラウンド・ゴルフ協会は本市の社会教育団体登録制度に基づく登録団体であり、その活動概要も公表されていること。

コ 以上を踏まえれば、本件清掃業務の受託者は芦屋市グラウンド・ゴルフ協会であることは明らかであり、同協会の組織と活動の実態も確認することができたこと。

サ したがって、本件両業務委託契約とも、芦屋市グラウンド・ゴルフ協会を受託者として締結されるべきものであったにもかかわらず、これが、受託者を芦屋老人会との名称を用いて契約された経緯について関係人から事情聴取を行ったところ、当初契約時の市の担当者が特定できなかったことに加え、受託者側の記憶も曖昧であったために判然

としなかったこと。

シ また、平成28年10月29日に、平成28年度の本件両業務の受託者が芦屋老人会から芦屋市老人クラブ連合会に訂正された経緯も関係人から事情聴取したが、これは公園緑地課が芦屋市グラウンド・ゴルフ協会の存在を知らず、同協会のメンバーが本件両公園の清掃業務にあたっていることに思いが至らなかったため、本件両業務の受託者は芦屋老人会と略称された芦屋市老人クラブ連合会とするのが妥当であると判断し、同代表者と合意のうえで受託者名を訂正したものと認められること。

### (3) 本請求に対する判断

住民監査請求の対象となる行為とは、違法もしくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実で、地方公共団体に積極消極の財産上の損害を与え、ひいては住民全体の利益に反するものであるとされているところ、前記3(2)の監査請求は、前記4の事実を証する書面によって本市が被った損害を回復もしくは防止する措置を求めていることから、これにつき慎重に監査を行った。

その結果、本件清掃業務の受託者は芦屋市グラウンド・ゴルフ協会であることは明らかであり、芦屋老人会もしくは芦屋市老人クラブ連合会との名称を用いて契約したのは不適切というほかはないものであるが、清掃業務は芦屋市グラウンド・ゴルフ協会のメンバーにより適切に遂行されていること、本市が支出した業務委託料は同協会の収入及び経費として適切に会計処理がなされていることから、本件両業務委託契約における受託者の名称は不適切ではあったが、当該契約行為及び同契約に基づく委託料の支出行為が違法もしくは不当とまでは言えない。

よって前記3(2)の監査請求には理由がなく、措置の必要を認めない。

## 7 意見

上記のとおり、本件両業務委託契約に関しては財務会計上の違法・不当行為は認められないが、契約締結の際の事務処理については不適切な点があるため、以下のとおり意見を申し述べる。

市内各公園について、多くは法人格のある民間事業者ではなく、その公園が所在する地域の自治会や単位老人会、更には本件のような市民グループに清掃業務が委託されている。そして、これら団体への業務委託自体が

直ちに問題となるものではないが、市としては、委託先の団体の活動内容、規約、役員などを把握し、同団体が市からの受託業務を適切に遂行できる能力のある組織であるかどうか、また、市の委託料が団体の収入及び経費として適切に処理される組織であるのか、すなわち公金の支出先として適切な団体であるかどうかを認識しておかなければならない。

また、中には規約等が存在せず総会等も行われぬ団体がある可能性もあるが、それゆえ、契約にあたっては受託者としての適性を慎重に考慮しなければならないとともに、契約後も、受託業務が適切になされているかの確認は言うに及ばず、受託団体の活動実態や支出した委託料の管理責任者等を定期的に捕捉しておく必要があると考える。しかしながら、本件両業務委託契約においては、これらの点が公園緑地課において十分に行われていたとは言い難い状況で委託契約が締結されるとともに、委託料の支払いがなされており、このことにより今回のように不正な公金の支出ではないかとの市民の疑念を招く結果となったと言わざるを得ないばかりか、市に対して協力的に受託業務を行っている各受託者の市に対する不信を招くことにもなりかねない。

したがって、今後は業務委託契約前に、委託先団体の組織及び活動内容等を把握するとともに、契約後も同団体の実態に変わりが無いかをチェックするとともに、委託業務が適切に行われているかどうかの確認方法についても確認の頻度を高めるなどの見直しを行い、改善を図るよう強く求めるものである。

以 上